

## 令和6年度第2回肝炎対策協議会 議事録

日時：令和7年3月4日（火）18：00～19：00

場所：福岡県庁10階 行政特別西（行政特1）会議室

※ 議事録の文章は、実際の発言の趣旨を損なわない程度に、読みやすく整理したものです。

（司会）

定刻になりましたので、ただいまから、令和6年度第2回福岡県肝炎対策協議会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会進行を務めます、福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課課長補佐の柏田と申します。よろしく願いいたします。

それでは、開催に当たりまして、課長の石田からご挨拶申し上げます。

### 【課長挨拶】

（司会）

本協議会の委員の名簿はお手元に配布のとおりでございますけれども、本日、原田委員、柳本委員、江野委員、柴田委員の4名が欠席、10名の方にご出席いただいているところです。

また、藤田委員には、オンラインでご参加いただいております。藤田委員におかれましては、会議中はミュートに設定していただきまして、発言される際に、ミュートを解除していただきますようお願いいたします。

次に配布資料の確認をさせていただきます。

### 【資料の確認】

（司会）

なお、議事内容につきましては、ホームページへ掲載予定となっておりますのでご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、肝炎対策協議会設置要綱第6条の規定によりまして、本協議会の会議は、委員長が議長としますので、議事の進行につきましては、井出委員長をお願いいたします。

（井出委員長）

それでは、議題に入ります。お手元の次第に沿って進めさせていただきます。まず、協議事項（1）「福岡県肝疾患専門医療機関の指定について」、事務局からご説明お願いいたします。

## 【事務局説明「福岡県肝疾患専門医療機関の指定について」】

(事務局)

いただいたご意見を踏まえまして、指定の手続きを進めさせていただきます。ありがとうございました。

(井出委員長)

それでは2番の報告事項にまいります。「大賀委員からの提出書類について」、大賀委員、ご説明をお願いいたします。

## 【大賀委員説明「厚労省の肝炎対策推進協議会への要望書について」】

(井出委員長)

はい。ありがとうございました。重度肝硬変・肝がん患者治療研究促進事業については、拠点病院でも一生懸命進めているところで、福岡県でもそうです。

(事務局)

先ほど大賀委員から事業の件数についてお話がありました。毎年、肝炎対策協議会で報告をしておりますが、令和3年度は、新規18、更新1の19件でした。

拠点病院である久留米大学病院が、肝疾患相談支援センターで、井出先生をはじめ、各セミナーにおいて対象者の拾い上げを行うことで件数を増やすはたらきかけ方や、コーディネーター養成研修においても拾い上げについて研修をしていただいているところでございます。その結果、令和5年度は新規と更新と合わせて56件まで増えております。令和6年度は、まだ年度途中ですが、同じく昨年同様56件の交付件数をキープしております。これから件数を伸ばさないといけないというところではございますけれども、拠点病院の努力によって年々増加するよう働きかけているところでございます。

(井出委員長)

はい。少しずつ増えてはいるのですが、やはり肝がん治療をたくさん行っている施設等はまだ、申請すれば通るといふ例があると思います。大体肝がん患者の5%くらいはいると思います。肝疾患専門医療機関の集まりのときにも一生懸命、どうしたら簡単に、スムーズにいくか、スキームや我々の例をお示しして、説明しているところでございます。やはり、逆に利用していないと問題だったりするということもありますので、また増えていくように、ぜひご協力をお願いいたします。

他の肝炎医療の均てん化とか、肝炎対策等、私どももこういった色々な所で、Webも使ったりして、新しい情報を発信しておりますので、ぜひ受けていただきたいなと思います。

大賀委員の方に何かご意見等ないでしょうか。大賀委員には県のセミナーでもお話しいただいております、いつも好評です。

(大賀委員)

もう1点、今年になって本当にショックを受けたことがあります。長年おつき合ってきた透析患者団体の役員の方から、私は福岡難病連の副会長もしていたものですから、それで今年、「大賀さんも大分もらわれたでしょう。」といきなり言われまして、何がと聞いたら、「B型でしょう。テレビでコマーシャルをいつも流すじゃないですか。最大3,600万円もらえる可能性がある。それで、大賀さんも大分もらっているでしょう。」と。B型と言ったらそういうふうに見られるのかと思ってですね。私の場合はもう、50年前の発症ですから、民法でいう請求権は消失しているわけです。それでも弁護団が頑張っていて、和解交渉で50万円、私の場合は無症候キャリアですから50万円もらえる可能性がありますよと弁護団から言われました。でも患者会活動が重要です。だから、私の場合は、原告になっていません。ただ、B型というだけで、そんな見方をされるのだなと思って、ちょっとぞっとしました。うかつにB型と言えないですよ。言ってくれたから、そういう見方をされていたのかとわかりましたが、やりきれない経験でした。テレビであれだけコマーシャルを出すからですね。

(井出委員長)

患者団体の方も後から入ってきた弁護士さんたちの態度にはちょっと、怒っていますよね。宣伝等をたくさんするからですね。

(大賀委員)

原告団というのは薬害も、B型肝炎も今は非常に一生懸命、賠償金を取るというより、肝炎対策の方で頑張っているのです。日肝協と連携しながらやっているわけですが、世間のそういう見方もあるのだなと。すみません。この話は議題と関係ありませんでした。

(井出委員長)

B型肝炎訴訟で、私たちが一緒にやっている弁護士さんがいて、我々の肝疾患相談支援センターのホームページにバナーを貼っています。それは、きちんと昔から患者さんたちとやっていきている弁護士さんたちのホームページですので、もし勧める場合は、そちらの方を勧めていただきたいと思います。ただ、ネットで検索するとすぐ1番目に出てくるようなところは、あまりよくないかもしれません。

(大賀委員)

独自に原告団は資料を作って、様々な制度の資料を作ったり、配布したりして、素晴らしい活動をしています。

(井出委員長)

ありがとうございます。それでは、(3)その他に移りたいと思います。

その他は、私の方からの提案で、資料3ですが、肝炎ウイルス無料検査というものがあります。この無料検査を受けた後に、精密検査に中々行かない。この協議会でも時々議題に上がりますけれど、せっかく陽性がわかったのに、それから専門医療機関等に行かないという人がやはりまだ半分くらいいたりします。それはどうしてかということ、

患者さんに電話したりしても、患者さんから、何で知っているのかとか、あるいは暴言を言われたりされるということで、電話をかける人が、腰が折れたりしてしまうと。

この資料は、無料肝炎ウイルス検査を受けるときに、患者さんたち、検診を受ける方が見る同意書で、例えば1ページ目の福岡県。事業は福岡県と、福岡市、久留米市、北九州市と4つに分かれていて、県は、真ん中の下辺り、二重線が引いてある所の少し下ですが、「専門医療機関等を2ヶ月以内に必ず受診することを約束するとともに、受診状況を報告し、報告していない場合は受診確認のため電話連絡等があることを承諾します。」と一応書いていて、これにも自署をしてもらうのですが、やはり電話するとあまりいい顔をされないということです。こういう文言は入っているのですが。

北九州市も一緒ですね。5ページ目はですね。これはどこに電話することがありますと書いてあるかということ、左上の縦の、行がありますよね。そこの一番左に、「保健師などが、あなたにご連絡することがあります。」と、これは少し小さいですね。

福岡市は、7ページです。真ん中より少し下です。「受診確認のため電話連絡等があることを承諾いたします。」とすることで、自署でサインすると。

久留米市は、11ページです。久留米市も11ページの真ん中の下あたりに、「保健所より受診確認のための電話連絡があることを承諾します。」と書いてあり、これも自署をします。サインしてもしばらくすると忘れるのでしょうけれど。

大体こういうふうに、電話連絡があると承諾しますと書いてあり、サインをしているものの、電話すると反応が鈍いということです。

その次に、川崎市です。川崎市はものすごくフォローアップを一生懸命やっていて、17ページを見ていただきたいと思います。真ん中の肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業についてのご案内ということで、その一番下の内容のところ。「調査票の送付や受検した医療機関や神奈川県等への確認等により、精密検査や治療の受診状況をお伺いし、必要に応じて、電話等により専門医療機関への受診等をお勧めします。」というふうに書いてあって、これは結構長く書いてありますね。ここまで書くと少し印象に残る気がします。今でも、福岡県等にもどこかに書いてありますので、問題はないかと思いますが、県や市の方は、川崎市はものすごくフォローアップ率が良いですので、こういったものも少し参考にされて、検診を受ける方の二次検診が、増えることに役立っていただければというふうに思っておりますので、助言をさせていただきました。これは次の冊子を刷るときぐらいの対応でよいと思うのですが、少し考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

他に全体を通じて何かありますでしょうか。

(松浦委員)

はい。今の肝炎ウイルス検査の申込票ですね。これを見て、福岡県の分しか私は知らなかったのですが、今まで1回も受けたことがない人は受けられますと冊子には書いてあるけど、その理由の項目ですね。福岡県のは、そういう項目がないということで、いつもどうやって書いたらよいのかというお話をしていたのですが。結局、一番上に今まで受けたことがないということを書けばよいのかなと思いますけど、そういう項目がないとチェックしにくいのと、他のところを見ますと、例えば福岡市は、8番に「過去に受けたことがない」というチェック項目がありますよね。なので、県の方もそういっ

た項目を入れてもらおうと、もう少しこの問診票を使いやすくなるかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

受験者の署名欄の一番下に二重線で、「肝炎ウイルス検査を過去に一度も受けたことはありません」と自己申告をして自分のサインを行うため、ドクターのチェックの所にはない形になっているのですが。

(松浦委員)

要するに検査の理由で、一度も受けたことがない人は受けられますよというのがありますよね。それを書く欄がないということです。署名はありますけれど、検査の理由として、ドクターが判断するのに、判断項目がわかりにくくなっているということです。

(井出委員長)

そうですね。検査の理由のところに、受けたことがないという項目を入れると。

(松浦委員)

入れてもらおうと、もう少し良くなるかなと思います。

(井出委員長)

そうですね。福岡市等はそうなっていますので。

(事務局)

わかりました。

(松浦委員)

よく冊子とか、チラシを見て来られるのですが、1回も受けたことがないから受けたいと。でもこれを見ると、理由の欄に無いからどうやって書こうかといつも悩んでいたのです。

(大賀委員)

これは医師が判断するという事になっているのですね。

(松浦委員)

そういうことです。だから医師が必要と判断した(具体的に記入してください)というところに、一度も受けたことがないというように書きにくいなというふうに思います。

(井出委員長)

確かにそうですね。これはまた次の作成時に、福岡市のように入れて頂ければと思います。北九州市も載っていますね。久留米市も入っていますね。他の市は入っているようなので、県のものを変更するという事でお願いします。

他にご意見はないでしょうか。

はい。それでは、全体の議事が終了いたしましたので、これは進行を事務局の方に、お渡しいたします。

(司会)

井出委員長、ありがとうございました。

本日ご協議いただきました結果を踏まえまして、福岡県肝疾患専門医療機関の指定を実施し、3月中に指定通知を送付する予定です。通知の際には、医師会の方にもご連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

また専門医療機関一覧につきましては、県のホームページにも掲載いたします。

これをもちまして肝炎対策協議会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。